

別紙 1 個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び糸満市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年糸満市条例第 5 号）を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託先等への提供

受託者は、再委託した業務を実施するために必要な範囲を超えた個人情報を提供することとはできない。

7 資料等の返還等

受託者は、この契約による業務を処理するために市から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事している者、関係機関及び関係団体等に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、適切に管理・監督する。

9 実地調査

市は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる

10 事故報告

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。